資料２－４

ＶＦＭ（Value For Money）に関するガイドラインの改正について

現　　行	改　正　案
ＶＦＭ（Value For Money）に関するガイドライン 本ガイドラインは、国がＰＦＩ事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるＶＦＭ(Value For Money)の評価について解説するものである。国がＰＦＩ事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年３月 13 日総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。）にのっとった上で、本ガイドラインに沿ってＰＦＩ事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するＰＦＩ事業においても参考となり得るものである。 （以下、略）	ＶＦＭ（Value For Money）に関するガイドライン 本ガイドラインは、国がＰＦＩ事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるＶＦＭ(Value For Money)の評価について解説するものである。国がＰＦＩ事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年９月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとった上で、本ガイドラインに沿ってＰＦＩ事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施するＰＦＩ事業においても参考となり得るものである。 （以下、略） 附　則 本ガイドラインは、平成 25 年９月 20 日から施行する。